

【令和5年度】

宿泊施設デジタルシフト応援事業
募集要領

令和5年4月1日

公益財団法人 東京観光財団

令和5年度 宿泊施設デジタルシフト応援事業募集要領

1 事業の目的

本事業は、東京都内の中小の宿泊事業者が人手不足の解消や業務効率化などの課題解決のために行う、比較的短期間で導入可能なデジタル技術を活用した取組を支援し、都内の観光産業の活性化を図ることを目的とします。

2 補助対象事業

(1) 補助対象事業

都内の中小企業の宿泊事業者が、自社の人手不足の解消や業務効率化などの課題解決のため行うデジタル技術を活用した取組が補助対象事業となります。

【想定例】

- 市販の宿泊予約サイト一元管理システムや顧客管理システムの導入
- 自動精算・自動チェックインシステムの導入
- ルームキー・施錠管理システムの導入
- フロント呼出・ルームサービス注文・情報閲覧等客室システムの導入
- 清掃管理システムの導入
- レストラン・浴場等混雑状況監視システムの導入
- レストラン・売店向け POS・注文システムの導入
- 問合せ、受付対応用チャットボットの導入
- 受付・案内・掃除・運搬を自動で行うロボットの導入 等

(2) 補助対象事業における主な留意点

- ア 事業の主要部分（構想、企画、仕様）の策定は自社で行ってください。
- イ 補助対象期間内にシステム・機器等の導入を行ってください。
- ウ 補助対象期間の途中で申請要件を満たさなくなった場合や、目標達成の見込みがないと判断された場合には、期間内であっても支援を打ち切る場合があります。
- エ 実現性のある事業計画を策定してください。

(3) 補助対象事業とならない場合の例

- ア 開業、運転資金等の本事業で直接関係のない経費の補助を目的としている事業
- イ 特定の顧客（法人・個人）向けで、汎用性のない事業
- ウ 公序良俗に反する事業など、事業の内容について適切ではないと判断される事業

3 補助対象者

申請にあたっては、以下の（１）～（４）全ての要件を満たす必要があります。

（１） 中小企業者又は個人事業主に該当するもの

中小企業者とは、以下に該当する事業者で、大企業が実質的に経営に参画していない者をいいます。

業種	資本金及び従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下又は900人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下
サービス業（下記以外）	5,000万円以下又は100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下

※ 「大企業」とは、前記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。ただし、次に該当する者は除く。

ア 中小企業投資育成株式会社

イ 投資事業有限責任組合

※ 「大企業が実質的に経営に参画」とは、以下事項に該当する場合をいう。

ア 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。

イ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。

ウ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。

エ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる。

（２） 東京都内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている民間の宿泊事業者。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは除く。

（３） 補助事業の成果を活用し、東京都内で引き続き事業を営む予定であること

(4) 次のア～サの全てに該当しないこと

- ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当するものがあるもの
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っているもの及びこれに類するもの
- エ 過去5年以内に刑事法令による罰則の適用を受けているもの（法人その他の団体にあつては代表者も含む。）
- オ 民事再生法（平成11年法律第255号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- カ 国、都道府県、区市長村、東京都政策連携団体等から補助等の交付決定取消等を受けているもの、又は法令違反等不正の事故を起こしたもの
- キ 同一テーマ・内容で、国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体等から補助を受けているもの。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りではない
- ク 都税その他租税の未申告又は滞納があるもの（猶予を受けている場合を除く）
- ケ 東京都又は東京都政策連携団体に対する賃料、使用料等の債務の支払いが滞っているもの
- コ 既に本事業の支援決定を受けているもの（過去に本事業の支援決定を受け、申請時点において本事業を完了している場合は支援の対象とする）
- サ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等

4 補助率

補助対象経費の3分の2以内

5 補助限度額

150万円

6 事業実施期間

原則、交付決定日から1年以内

- ※ 上記期間内に、契約、取得、実施、支払が完了する経費が補助対象となります。
- ※ 補助事業終了後に実績を確認・検査した上で、補助金を交付します。

7 補助対象経費

補助対象経費は、次の(1)～(5)の条件に適合する経費で「補助対象経費一覧」に掲げる経費です。

- (1) 補助事業として決定を受けた事業を実施するための必要最小限の経費
- (2) 補助対象期間内に契約、取得、実施、支払が完了した経費
- (3) 補助対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、本補助事業に係るものとして、明確に区分できる経費
- (4) 補助事業者が自社に設置するシステム、機器備品類の導入に係る経費
- (5) 財産取得となる場合は、所有権等が補助事業者に帰属する経費

- ※ 補助金の交付対象となる経費は、補助事業を行うために必要な経費であって、補助対象期間内に契約、取得、実施、支払いする「補助対象経費一覧」に掲げる経費(以下「補助対象経費」という)です。補助対象期間内に契約(申込、発注等)から支払いまでの一連の手続きが行われていない場合は、補助対象外です。
- ※ 補助金予定額(変更後補助金予定額も含む)は、補助金交付額の上限額を示すもので、最終的な補助金交付額は、補助事業完了後に査定した「補助金確定通知書」(以下「確定通知書」という。)により確定します。

【補助対象経費一覧】

＜注意事項＞

1件100万円（税抜）以上の業務委託や購入等については、原則として2社以上の見積書が必要となります。

	補助対象経費
①システム・ソフトウェア等導入経費	<p>デジタル技術を活用した自社の人手不足の解消や業務効率化などの課題解決に直接必要な新たなシステム等の導入、クラウド利用等に要する経費</p> <p>(1) システム等導入費 新たなシステム・デジタルツール・ソフトウェア等の導入に要する経費</p> <p>(2) クラウド利用費 自社が保有していないサーバーにインターネット等を介して接続し、アプリケーション機能の提供を受け、またデータの保存領域の割り当てを受けるための新たな経費</p> <p>＜注意事項＞</p> <p>ア 既製のパッケージシステムを対象とし、ゼロからの独自開発システム（いわゆるスクラッチシステム）は原則対象外とします（パッケージシステムのカスタマイズは対象）。</p> <p>イ H/P改修など、システム等導入に伴い生じる、従前のシステムとの連携等に要する費用等も対象とします。</p> <p>ウ ワード、エクセル等の汎用性のあるものは補助対象外です。</p> <p>エ 導入初期費用のほか、月々の利用料（補助対象期間内に契約・使用・支払を完了した経費に限る。）が対象です。</p> <p>オ 将来にわたり継続的に自社業務の成長・発展を図るために導入するものを対象とし、2・3カ月程度の試用導入は対象外となります。</p> <p>＜導入初期費用の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー初期設定経費 ・アプリケーション構築経費（カスタマイズ経費を含む） ・データ移行経費 ・専用アプリケーションの利用マニュアル作成経費 <p>＜月々の利用料の例＞（補助対象期間内に契約・実施・支払完了した経費が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー利用料 ・アプリケーション利用料 ・専らクラウド利用のためサーバーに接続する通信費 ・専用アプリケーションのサポート経費

<p>② 機械設備 導入費</p>	<p>デジタル技術を活用した自社の人手不足の解消や業務効率化などの課題解決に直接必要な機器や備品等の新たな導入に要する経費</p> <p>(1) システム付随機器等導入費 新たなシステム等導入に付随して必要となる機器備品の購入・設置に必要な経費 <機器例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用 PC・タブレット端末 (事務用等、別用途に用いる場合は対象外とする) ・精算機 ・カードキー、スマートロック ・センサー、カメラ、サイネージ ・POS <p>(2) ロボット製品利用費 清掃・受付・配膳等ロボットの導入に必要な経費</p> <p><注意事項></p> <p>ア 機械装置等をリース、レンタルにより調達した場合は、補助対象期間内に契約・使用・支払まで完了した経費が補助対象となります。</p> <p>イ 割賦により調達した場合はすべての支払いが補助対象期間内に終了するものに限り補助対象となります。</p> <p>ウ 次の経費は、補助対象となりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① リース、レンタルについて、補助対象期間外に係る経費 ② 自社以外に設置する機械装置・備品等に係る経費 ③ 中古品の購入等に係る経費 <p>エ 1件100万円(税抜)以上の購入に係る見積書には、単価、数量、規格、メーカー、型番等の記載があるものが必要となります。 (市販品の場合には、価格表示のあるカタログ等の添付でも可。)</p>
-----------------------	---

8 補助対象外経費

主な補助対象外経費の例は、以下のとおりです。

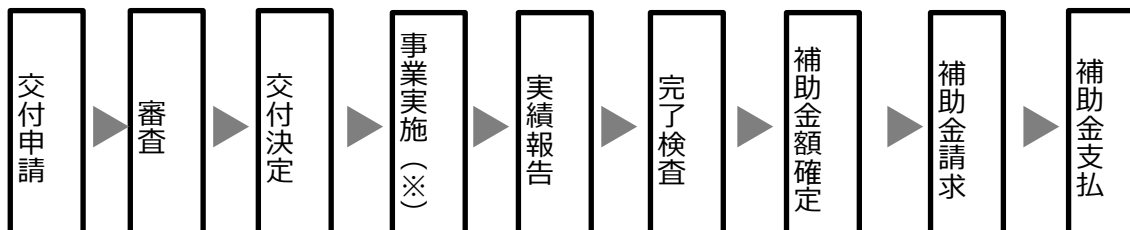
「7 補助対象経費」に掲げる経費以外のすべての費用は、補助対象外経費となります。

- (1) 補助事業に直接関係のない物品の購入、外注、業務委託等の経費（完了時点で未使用の購入原材料等を含む。）
- (2) 見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の経費
- (3) 申請書に記載されていないものを購入した経費
- (4) 交付決定前又は補助対象期間終了後に契約、発注又は支払いを行った経費
- (5) 通常業務・取引と混合して支払いが行われており、補助対象経費の支払いが区分できない経費
- (6) 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
- (7) 他社発行の手形や小切手、クレジットカード等により支払いが行われている経費
（原則は振込払い。）
- (8) 購入時、ポイントカード等によるポイントを取得した場合のポイント分及びポイントにより支払いが行われている経費
- (9) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引
- (10) 直接人件費
- (11) 間接経費（消費税等の租税、振込手数料、運送料、交通費、通信費、家賃、光熱費、収入印紙代、保険料等）
- (12) 資料収集業務、調査業務、会議費、消耗品等の事務的経費、商品券等の金券類購入費
- (13) 汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入に係る経費（Word、Excel 等）
- (14) 中古品の購入経費
- (15) 保守に係る経費
- (16) 不動産の取得費
- (17) 一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費
- (18) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※ その他内容によっては補助対象外となるものもありますので、東京観光財団観光産業振興課へ御確認ください。

9 交付申請から補助金交付までの流れ

(1) 事務フロー



(※) 事業実施期間は交付決定日から1年以内となります。

原則として補助対象経費は事業実施期間中に契約、取得、実施、支払等をしたものとなりますので御注意ください。

(2) 交付申請

ア 申請方法（受付期間内に必要書類を提出してください。）

[受付期間]

令和5年4月1日（土曜日）から令和6年3月31日（日曜日）まで（消印有効・
随時受付）

※ 補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

[必要書類]

13頁「交付申請時必要書類一覧」（別紙1）のとおり

[提出方法]

全ての必要書類が揃った状態で、「簡易書留」により次の宛先まで郵送してください。

[郵送先]

〒162-0801

東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 2 階

公益財団法人東京観光財団 観光産業振興部

宿泊施設デジタルシフト応援事業担当 宛

イ 申請に係る書類は、東京観光財団のホームページからダウンロードできます。

<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/digitalshift/>

ウ 主な留意点

- ① 申請書は返却いたしません。また、必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求める場合があります。
- ② 申請書の提出等、応募に係る経費は、申請者の負担となります。
- ③ 持参、メール等での提出は受付できません。

(3) 審査方法

申請書類に基づき書類審査を行い、補助対象者を決定します。なお、必要に応じて、申請書類について電話等による内容確認を行う場合があります。

審査の視点は、下記の点を総合的に判断し審査します。

ア 資格要件

- ・宿泊施設デジタルシフト応援事業実施要綱第4条に基づく支援の対象者か

イ 適合性・優秀性

- 例)・現状分析を的確に行い、課題が明確にされているか
- ・デジタル技術の活用が効果的な課題解決につながっているか
 - ・取組が生産性・効率性・サービス等の向上につながっているか

ウ 実現性

- 例)・社内外の実施体制は構築されているか
- ・購入、導入資金に関する計画が適切か
 - ・申請取組の規模が事業者規模に照らして適切か

エ 関連性・波及性

- 例)・都内の観光客や観光業界に関連がある取組か
- ・都内の旅行者の利便性向上に資する取組みか

(4) 審査結果及び交付決定

ア 審査の結果、申請が適当であると認めるときは交付決定を行い、交付決定通知書により通知します。なお、申込み時の補助金額と、交付決定額が異なる場合があります。

イ 交付決定額は補助金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告の提出を受け、補助金の額を確定します。

ウ 補助金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。

エ 審査の結果、不採択となることがあります。この場合も書面により通知します。審査の経過や結果に関するお問い合わせには一切応じられません。また、異議の申し立ても認めません。

オ 補助対象者の決定において、企業名、代表者名、申請テーマについて公表する場合がございます。

(5) 補助対象者の決定の取消し及び補助金の返還

補助事業者、外注（委託）先の事業者、その他補助事業の関係者が、次のいずれかに該当した場合は、補助対象者の決定を取消します。また不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。

※ 既に補助金が交付されている場合は、期限を決めて返還していただきます。

ア 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき又は補助対象期間内に補助事業を完了することができないと見込まれるとき

イ 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようと

したとき

- ウ 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
- エ 補助対象設備等を無断で処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保に供すること及び廃棄）、移設したとき
- オ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）
- カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等であると判明したとき
- キ 交付要綱第4条に定める補助対象事業者その他補助要件に該当しない事実が判明したとき
- ク 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令等に違反したとき
- ケ その他、法令違反が判明したなど、財団が補助事業として不適切と判断したとき

(6) 事業実施

事業の開始は、交付決定日以降となります。

また、事業実施期間は交付決定日から1年以内となります。

ア 契約について

機器購入等に当たり、選定した業者との契約は、交付決定後に締結してください。

イ 経理について

- ① 事業に要する経費については、「交付決定を受けた団体の名称及び代表者」を口座名義人とする預金口座にて管理し、帳簿、預金計算書、融資計算書等により出所を明確にしてください。
- ② 契約業者への支払いは、「交付決定を受けた団体の名称及び代表者」を口座名義人とする預金口座から、口座振込により行ってください。
なお、海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際の両替レートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。
- ③ 事業に要する経費の支払いは、補助対象期間内に行って下さい。支払いが完了していない場合、補助金は支払いできません。

ウ 支払いの確認について

- ① 実績報告の確認書類として、次の書類の整備・保管が必要です。
見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、検収書、請求書、振込控（振込先が明記されている金融機関発行のもの）、預金通帳・当座勘定照合表、領収書、成果品の写真、購入品のカタログ、図面、報告書、情報システムの画面遷移図 等
関係書類は整理の上、保管してください。
- ② 海外で発行する証明書や経理関係書類については、日本語訳の添付が必要です。

エ 計画変更等について

- ① 補助事業の内容を変更しようとするとき、又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第4-1号）または中止承認申請書（様式第4-2号）を提出し、事前に承認を受けてください。
事業計画変更に伴い、経費の内容等を変更する場合には、原則として、事前に東京観光財団の承認が必要です。ただし、正当な理由がない限り、変更は認められません。
- ② 補助事業者の名称、所在地、代表者を変更する場合は、事業者変更届（様式第4-5号）を提出してください。

（8）実績報告書の提出

- ア 事業が完了したときは、速やかに「事業実績報告書（様式第6号）」に記載する書類を東京観光財団へ提出してください。実績報告書は、事業が完了した日から30日以内に提出してください。
- イ 実績報告に係る書類は、東京観光財団のホームページからダウンロードできます。<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/digitalshift/>

（9）補助金額の確定

- ア 実績報告書の審査及び完了検査の結果、事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときに補助金の交付額を確定し、確定通知書により通知します。
- イ 補助金の確定額は、事業に実際に要した経費のうち補助対象となる経費に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は切捨て）の合計と交付決定額を比べ、低い方の額となります。
- ウ 補助金予定額は、原則として上限を示すものであり、補助事業の完了・検査後に確定します。なお補助金予定額から減額されることがあります。

（10）補助金の請求及び支払

補助金額の確定通知を受けた後、**請求書**（様式第8号）を提出してください。補助金は、請求書提出後に補助事業者が指定する金融機関に振り込まれます。

10 その他留意事項

- (1) 東京観光財団職員による調査
補助事業の実施状況、補助金の収支、帳簿書類、取得財産その他物件について、現地調査を行い、報告を求める場合があります。
- (2) 関係書類の保存
補助事業に係る関係書類は補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、保存しなければなりません。
- (3) 財産の管理及び処分
 - ア 補助事業により取得又は効用の増加した単価50万円（税抜）以上の財産（設備、試作品等その他成果物）について、管理状況を明らかにし、かつ、補助事業を完了した年度の翌年度から起算して5年経過する日まで保存しなければなりません。また、この期間内に処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保に供すること及び廃棄）しようとするときは、あらかじめ東京観光財団に申し出て承認を得なければなりません。
 - イ 補助事業により取得した財産について、固定資産として計上する等関係法令に基づき適切な会計処理が必要です。
 - ウ 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は東京観光財団に納付しなければなりません。（納付額は当該処分財産に係る補助事業に係る補助金額を限度とします。）

＝お問い合わせ先・申請書提出先＝

公益財団法人東京観光財団 観光産業振興部観光産業振興課
〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階
TEL：03-5579-8873
e-mail：keiei@tcvb.or.jp

＝申込者情報のお取り扱いについて＝

- (1) 利用目的
 - ア 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
 - イ 各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
- (2) 第三者への提供（以下により行政機関等へ提供する場合があります。）
東京観光財団は個人情報に関して「個人情報取扱要綱」に基づき管理しております。当要綱は、東京観光財団ホームページより閲覧及びダウンロードすることができますので、併せて御参照ください。
<https://www.tcvb.or.jp/jp/privacy-policy/>

【交付申請時必要書類一覧】

申請にあたり、注意事項を必読の上、下記の書類提出をお願いします。

ご提出いただいた申請書及び関係書類は、採択の可否に関わらず返却しませんのでご了承ください。

なお、個別の事情に応じて、下記以外の必要書類の提出等を別途お願いする場合があります。

＜注意事項＞

- ※ 両面印刷不可（ただし、確定申告書の写しを除く）。
- ※ クリップ留め（ステープル留めやファイリング不可）。
- ※ 審査にあたり白黒でコピーを取りますので、資料については白黒でも判別できるものとしてください。
- ※ マイナンバー（個人番号）の記載がある場合、番号記載部分を削除（あるいは黒塗り）の上、ご提出ください。

区 分		留意事項等
<input type="checkbox"/>	宿泊施設デジタルシフト応援事業申請書 （第1-1号様式）	
<input type="checkbox"/>	事業計画書（第1-2号様式）	別紙1（経費明細書）、及び「宿泊施設デジタルシフト応援事業の申請に必要な書類」のチェック欄確認含む。
<input type="checkbox"/>	補足説明資料（必要な場合のみ）	A4用紙を使用し、10枚以内（片面）。
<input type="checkbox"/>	決算関係書類 （事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）	直近2期分の決算関係書類（事業報告書、貸借対照表、損益計算書等）を提出してください。個人事業主の場合は、税務署へ提出した直近2期分の事業の収支内訳書又は青色申告決算書（貸借対照表等を含む）、を提出してください。
<input type="checkbox"/>	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※原本	<ul style="list-style-type: none"> • 発効後3カ月以内のもの。 • 個人事業者の場合は、「<u>個人事業の開業・廃業等届出書</u>」の写し。
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書 ※原本	発行後3ヶ月以内のもの。
<input type="checkbox"/>	社歴（経歴）書	会社概要（パンフレット）でも可。
<input type="checkbox"/>	直近の事業税等の納税証明書 ※原本	(1) 法人の場合 直近の「 <u>法人事業税及び法人住民税の納税証明書（都税事務所発行）</u> 」。 (2) 個人事業者で事業税が課税対象の方

		<p>直近の「<u>個人事業税の納税証明書(都税事務所発行)</u>」及び代表者の「<u>住民税納税証明書(区市町村発行)</u>」。</p> <p>(3) 個人事業者で事業税が非課税の方 代表者の直近の「<u>所得税納税証明書((その1)又は(その3)(税務署発行)※</u>」及び「<u>住民税納税証明書(区市町村発行)</u>」。</p> <p>※(その3)の場合は、<u>発行3ヶ月以内のもの</u>。</p>
<input type="checkbox"/>	見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 1件100万円(税抜)以上の購入等がある場合は、原則として2社以上の見積書の写しを提出してください。(市販品の場合は、価格表示のあるカタログ等でも可。) 1件100万円(税抜)未満のもの等についても、見積書の写し(1社で可)を提出してください。 <p>※ 見積書の記載は「一式」等ではなく、内訳や明細がわかるものを提出してください。</p>
<input type="checkbox"/>	旅館営業許可書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 管轄保健所が発行した営業の種別が記載されているもの。 記載事項に変更がある場合は、現況と同一となるよう、変更届の写し等も提出すること。
<input type="checkbox"/>	建物の不動産登記簿謄本または賃貸借契約書等の写し(該当する場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付対象施設の改修等を行う事業を実施する場合、建物の管理運営を行っていることが確認できる上記の書類を添付してください。 補助事業者が補助金交付対象施設の所有者ではない場合、改修等について所有者の許可を得ていることが確認できる書類(所有者の署名・記名押印があるもの)を添付してください。

公益財団法人 東京観光財団
観光産業振興部観光産業振興課

電話 (03) 5579-8873

ファクシミリ (03) 5579-8785

<https://www.tcvb.or.jp/jp/index.html>

162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6

日新ビル2階